

第2章 計画の基本的な考え方

第2章

計画の基本的な考え方

1 プランの名称

藤沢市では、前述のとおり、1990年（平成2年）に、「ふじさわ女性行動計画」を策定後、2001年（平成13年）に「ふじさわ男女共同参画プラン2010」を策定し、男女共同参画の推進を図るため、プランの改定や策定を行ってきました。

今後は、SDGs（持続可能な開発目標）における17の目標の一つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられていること、また、次世代に向けて、多様な生き方や考え方を認め合うまちづくりをさらに進め、「男女」に限らず、誰もが生きやすい社会の実現に向けためざすまちの姿を示すものとして、プランの名称を「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」と称します。

2 将来像

「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」は、一人ひとりの人権を尊重し、皆で協働して「ジェンダー平等」のまちを創ることをめざします。

将来像

**共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、
ジェンダー平等のまち「ふじさわ」**

3

3つの基本理念

将来像“共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、ジェンダー平等のまち「ふじさわ」”を実現するため、3つの基本理念を定めました。

3つの基本理念

- 固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する
- 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

4

6つの重点目標

3つの基本理念の実現のため、次の6つの重点目標を掲げ、積極的に施策を推進していきます。

6つの重点目標

- | | |
|-------|----------------------|
| 重点目標1 | 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり |
| 重点目標2 | あらゆる分野でのジェンダー平等の促進 |
| 重点目標3 | ワーク・ライフ・バランスの推進 |
| 重点目標4 | あらゆる暴力の根絶 |
| 重点目標5 | 多様な性を尊重する社会づくり |
| 重点目標6 | 誰もが安心して暮らせる社会づくり |

重点目標1 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり

ジェンダー平等の社会を実現するためには、性別及び性的指向、人種、年齢、障がいの有無などにとらわれず、誰もが個人として尊重され、お互いに対等な存在として認識することが出発点であり、一人ひとりが自らの人生を豊かにすることのできる社会づくりが重要です。このため、社会教育や学校教育などあらゆる場において、こうした人権尊重の精神に基づく、ジェンダー平等の視点に立った学習機会を充実するとともに、家庭、地域社会、職場等における性別による固定的性別役割分担意識の解消を図る必要があります。

重点目標2 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進

あらゆる分野において女性の参画が拡大することにより、多様な視点・価値観を政策や方針に取り入れることが可能になります。それは、一人ひとりの人権を擁護するだけでなく、社会の多様性と活力を高めることにもつながります。このため、政策・方針決定過程への女性の参画の促進をはじめ、女性の参画が進んでいない分野においては、実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）などを推進するとともに、より多くの女性が主体的に参画する意欲を高められるよう取組を進めていくことが重要です。

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

ジェンダー平等の社会を実現するためには、働きたい誰もが社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮できることが極めて重要です。そのためには、育児休業や介護休業取得の啓発、女性に対して妊娠中または出産後も安心して働き続けるために母性健康管理の推進や起業・再チャレンジの支援、また男性に対しては長時間労働など働き方の見直しが重要です。ワーク・ライフ・バランスは、女性だけの問題ではなく、広く社会構造に関係する課題であることを踏まえ、男女が対等なパートナーとして働くことができるよう社会全体で支えていくことが必要です。

重点目標4 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力(DV)をはじめ、虐待や性暴力といったさまざまな暴力は、犯罪となる行為を含むだけでなく、重大な人権侵害であり、ジェンダー平等社会の実現を阻害するものとして許されるものではありません。こうした認識が市民に浸透するよう、DVやデートDV等を防止するための広報・啓発の取組を継続するとともに、被害者、とりわけ、声を上げにくい状況にある人々への支援体制の強化と相談体制の充実に向け、きめ細かな対応を図ることが重要です。

重点目標5 多様な性を尊重する社会づくり

性的指向、性自認などにとらわれず一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともに家庭、地域社会、職場等のあらゆる分野に参画できる社会を実現するためには、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)の立場を理解し、認識を深め、定着させていくことが重要です。また、性的指向、性自認などを理由に悩み、生活のしづらさを感じている人々の支援も社会全体で進めていく必要があります。

重点目標6 誰もが安心して暮らせる社会づくり

国全体で人口減少と少子高齢化がより一層進行し、私たちを取り巻く環境が急速に変化するなか、社会のさまざまな場面で弱い立場にある人が、さらに困難な状況に陥り、悪循環に苦しむことのないようなまちづくりが求められています。ひとり親家庭の自立支援や、高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。また、誰もが生涯を健やかに暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが重要です。女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じ女性と男性で異なる健康上の問題に直面することに留意することを引き続き啓発していくことも重要です。

5

全体像「将来像・3つの基本理念・6つの重点目標」

将来像

共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、
ジェンダー平等のまち「ふじさわ」

3つの基本理念

固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する

ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する

困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

6つの重点目標

重点目標

1

人権を尊重した
ジェンダー平等の
社会づくり

重点目標

2

あらゆる分野での
ジェンダー平等
の促進

重点目標

3

ワーク・ライフ・
バランスの推進

重点目標

4

あらゆる暴力
の根絶

重点目標

5

多様な性を尊重する
社会づくり

重点目標

6

誰もが安心して
暮らせる社会づくり

6

計画の位置づけ・基本的方向

この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

この計画の重点目標2の課題1及び2、並びに重点目標3の各課題については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定しています。

この計画の重点目標4の課題2については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定しています。また、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」の別冊として、2013年（平成25年）3月に策定した「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を包含して策定しています。

この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」を勘案するとともに、「藤沢市市政運営の総合指針」及び各種関連計画と連携した計画です。

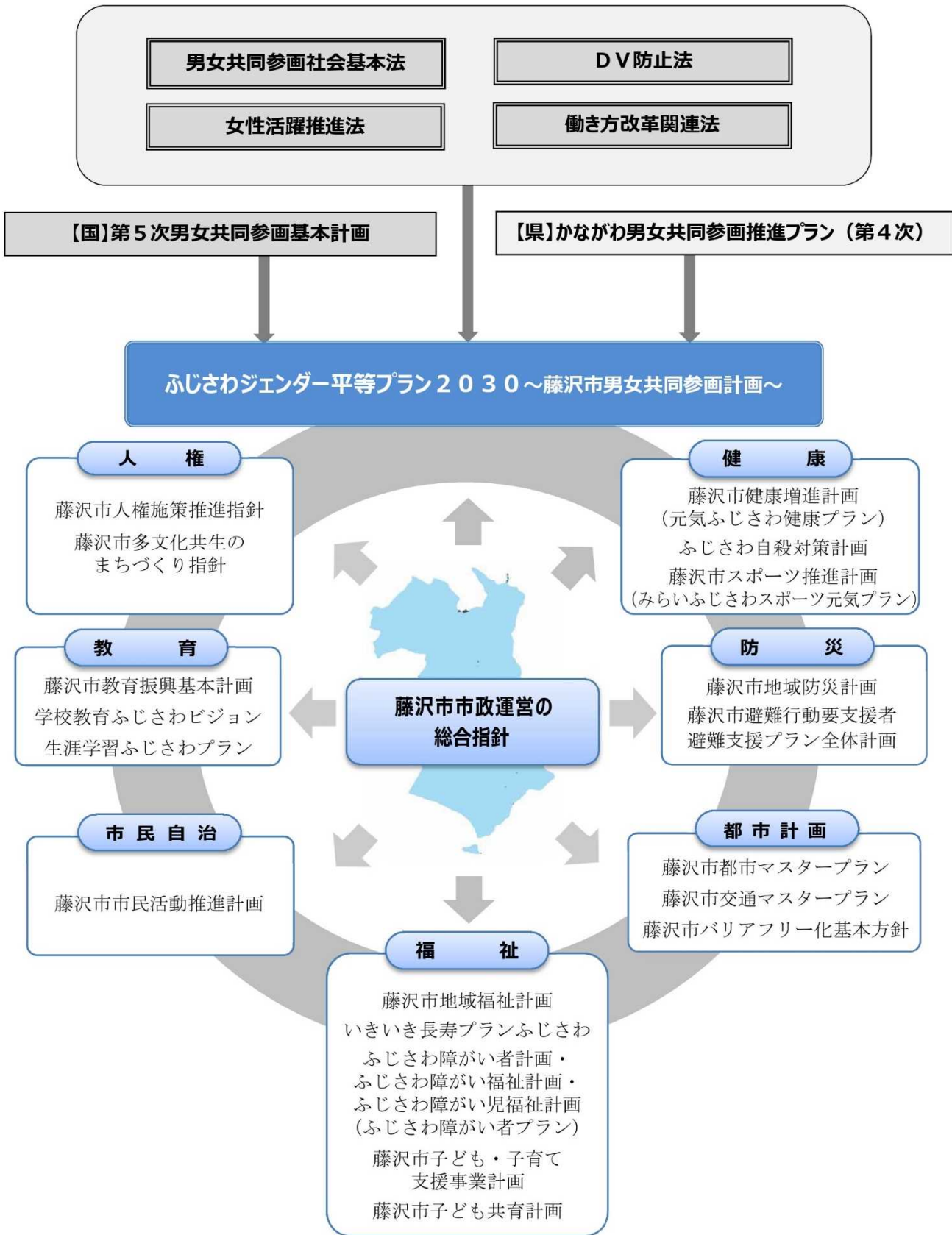
この計画は、ジェンダー平等社会の実現をめざして、直接的、間接的に関連する施策を体系化し、市民、NPO、ボランティア、大学、企業、行政、それぞれの活動主体が連携し、協働して実施していくものです。

7

計画の期間

この計画は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間を目標年次とした計画です。

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～									
前 期					後 期				



将来像

基本理念

重点目標

課題

共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、

ジェンダー平等のまち「ふじさわ」

- 固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する
- 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

重点目標 1

人権を尊重した
ジェンダー平等の社会づくり

課題 1
ジェンダー平等社会の
意識づくり

課題 2
ジェンダー平等学習の
推進

課題 3
ジェンダー平等社会実現
のための人権意識の醸成

重点目標 2

あらゆる分野での
ジェンダー平等の促進

課題 1
政策・方針決定過程への
女性の参画

課題 2
女性の職業生活における
活躍の推進

課題 3
地域におけるジェンダー
平等の推進

課題 4
防災分野におけるジェンダー
平等の促進

重点目標 3

ワーク・ライフ・バランスの
推進

課題 1
働き方改革の推進

課題 2
家庭におけるジェンダー
平等の推進

課題 3
ワーク・ライフ・バランス
の実現に向けた環境の整備

参画計画～体系図

施策の方向性

取組の内容

①意識改革のための市民・地域・行政の協働

01 ジェンダー平等社会の形成に向けた意識改革のためのイベント、研修の実施
02 ジェンダー平等の視点に立った広報・出版物などにおける表現の配慮

②ジェンダー平等を推進するための情報収集と提供

03 ジェンダー平等に関する情報収集と提供
04 ジェンダー平等に関する意識調査等の実施

①子ども・青少年へのジェンダー平等教育の推進

05 家庭・保育園などにおける幼少期からのジェンダー平等意識の形成
06 ジェンダー平等に基づく教育課程の推進
07 心身の発育・発達と性に関わる教育の推進
08 教育相談の充実

②社会教育におけるジェンダー平等学習の推進

09 教育現場におけるジェンダー平等の職場づくりと研修の推進

10 生涯を通じたジェンダー平等学習の充実

①人権意識を醸成するまちづくりの推進

11 人権施策の総合的な推進
12 互いの文化を尊重した多文化共生のまちづくりの充実

①政策・方針決定過程への女性の参画促進

13 議会、審議会、市職員など、市政(政治・行政分野)への女性の参画促進
14 企業・団体などにおける女性登用の促進

②女性の地域リーダーへの起用促進

15 女性のエンパワーメントのための学習の充実
16 男女共同参画ネットワーク協力員による事業展開

①女性の創業・就労支援・キャリアアップ促進

17 女性のキャリア形成支援
18 女性の雇用・就労機会の促進

②女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進

19 女性の活躍推進に関する協議の場の設置
20 職場におけるハラスメント等防止に向けた労働関連法規の遵守についての情報提供
21 女性の労働相談体制の充実
22 国・県などの労働関係機関との連携

①ジェンダー平等社会を支える市民活動の育成・支援

23 NPOなど市民活動への支援、情報提供と連携
24 ジェンダー平等についての情報提供、学習機会・学習相談の充実
25 人材登録制度の充実

②多様な市民の地域参加の促進

26 地域コミュニティにおける世代間交流の促進
27 学校・家庭・地域の連携強化、PTA活動への支援
28 保育つき事業の促進と保育者活動への支援

①防災分野におけるジェンダー平等の促進

29 自主防災組織、消防団活動の充実強化に向けたジェンダー平等の促進
30 ジェンダー平等に配慮した指定避難所等運営の促進

①働き方改革に向けた意識改革の推進

31 長時間労働抑制・職場環境の改善等に向けた企業や関係機関との連携
32 仕事と生活の両立についての意識啓発

①固定的性別役割分担意識の解消

33 男性の家事、育児への参加促進
34 男性の介護への参加促進

①多様なニーズに対応した子育て支援の充実

35 乳幼児期の保育・教育の充実
36 発達に課題がある子どもの支援体制の充実
37 地域における子育て支援の促進
38 小児に対する医療の充実

②介護等への社会的支援

39 育児、介護休業制度の普及促進
40 高齢者介護、障がい者介護に関するサービスの充実

将来像

共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、
ジェンダー平等のまち「ふじさわ」

基本理念

- 固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する
- 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

重点目標

重点目標 4

あらゆる暴力の根絶

重点目標 5

多様な性を尊重する
社会づくり

重点目標 6

誰もが安心して暮らせる
社会づくり

課題

課題 1

あらゆる暴力の根絶に向けた社会づくり

課題 2

DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶

課題 3

ハラスメントと虐待の根絶

課題 1

性の多様性への理解と支援

課題 1

さまざまな困難を抱える人々への支援と自立の促進

課題 2

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの保護

課題 3

“人生 100 年時代”に向けた健康づくり

施策の方向性

取組の内容

